平成19年12月1日制定 最終改正 令和2年3月31日

(主旨)

第1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)における契約の公表に 関しては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構契約規則(以下「契約規則」という。) によるほか、この取扱の定めるところによる。

(契約の公表)

第2 機構における業務の公共性及び運営の透明性を確保するため、機構が締結した契約について、この取扱の定めるところにより、公表するものとする。

(公表の対象)

第3 上記第2に定める契約の公表(以下「公表」という。)は、機構の支出の原因となる契約であって、契約規則第28条第1項第4号に規定する金額を超えるものを対象とする。

(公表の時期及び方法)

第4 公表の時期は、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内とし、公表の方法は、本機構のホームページに記載する方法により行うものとする。

(公表の期間)

第5 公表の期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

(公表の内容)

- 第6 公表の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
  - 一 契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
  - 二 契約者の氏名及び所在地
  - 三 契約を締結した日
  - 四 契約の相手方の氏名及び住所
  - 五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨
  - 六 予定価格
  - 七 契約金額
  - 八 落札率
  - 九 随意契約については随意契約によることとした理由
  - 十 再就職の役員の数 (随意契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在籍している役員の 人数)

附則

この取扱は、平成19年12月1日から実施する。

附 則(平成28年3月31日)

この取扱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(令和2年3月31日) この取扱は、令和2年4月1日から実施する。

## 独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札·応募者 数	

<sup>※</sup>公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

<sup>(</sup>注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、 場所、期間及び種	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及	)所属 契約を締結した日 が及	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	17 E (1) #V	公益法人の場合			備考
別	する部局の名称及 び所在地								公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札·応募者 数	

<sup>※</sup>公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

<sup>(</sup>注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考

<sup>※</sup>公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

<sup>(</sup>注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札•応募者 数	

<sup>※</sup>公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

<sup>(</sup>注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。